

静岡労働局 発表
令和7年1月9日

【照会先】

静岡労働局 労働基準部 監督課
監督課長 片岡 裕也
主任監察監督官 内藤 匡樹
電話 054(254)6352

労働基準監督署における定期監督等の実施結果 及び労働者からの申告状況を公表します

静岡労働局（局長 ^{ささまさみつ} 笹正光）では、令和5年に管内の7労働基準監督署が実施した定期監督等の結果及び労働者からの申告状況を取りまとめましたので、公表します（詳細は別紙参照）。

【定期監督等の実施結果のポイント】（資料1参照）

- 1 定期監督等を **3,395 事業場** に対して実施し、このうち、労働基準関係法令違反が認められたのは **2,394 事業場**（全体の70.5%）。
- 2 主な違反事項は多い順に、
 - ① 「機械・設備等の危険防止措置に関する安全基準に関する違反があったもの」が **698 件**（20.61%）
 - ② 「違法な時間外労働があったもの」が **607 件**（17.9%）
 - ③ 「割増賃金の支払いに関する違反があったもの」が **578 件**（17.0%）

【分野別監督実施状況】

① 外国人技能実習生の実習実施者を対象としたもの（資料2参照）

- 1 労働基準関係法令違反が認められた事業場は、**250 事業場**のうち **187 事業場**（74.8%）。
- 2 主な違反事項は、
 - ① 使用する機械等の安全基準（34.8%）
 - ② 健康診断の医師等からの意見聴取（21.6%）
 - ③ 労働時間（20.4%）

② 自動車運転者使用する事業場を対象としたもの（資料3参照）

- 1 79 事業場に対して監督指導を実施し、このうち、労働基準関係法令違反が認められたのは 74 事業場 (93.7%)。また、改善基準告示違反が認められたものは、50 事業場 (63.3%)。
- 2 主な労働基準関係法令違反事項は、

①労働時間	(53.2%)
②割増賃金	(30.4%)
③休日	(6.3%)
③医師による面接指導	(6.3%)
- 3 主な改善基準告示（※）違反事項は、

①最大拘束時間	(46.8%)
②連続運転時間	(41.8%)
③休息期間	(40.5%)

※ 改善基準告示：「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」（厚生労働大臣告示）
自動車運転者について、労働条件の向上を図るため、拘束時間の上限、
休息期間等についての基準を定めたもの。

【申告状況のポイント】（資料4参照）

- 1 申告受理件数は、537 件（前年比 +123 件、+29.7%）。
- 2 主な申告内容は、
 - ①「賃金不払」が 443 件（前年比 +112 件、+33.8%）
 - ②「解雇」が 62 件（前年比 +17 件、+37.8%）。

(別添資料参照)

1. 実施事業場数 3,395 事業場

〈業種別〉 ①建設業	1,168 事業場
②製造業	832 事業場
③商 業	522 事業場

2. うち違反事業場数 2,394 事業場 (違反率 70.5%)

〈業種別〉 ①建設業	603 事業場 (違反率 51.6%)
②製造業	689 事業場 (違反率 82.8%)
③商 業	417 事業場 (違反率 79.9%)

3. 主要項目別違反数

〈項目別〉 ①安全基準	698 件 (構成比 20.6%)
②労働時間	607 件 (構成比 17.9%)
③割増賃金	578 件 (構成比 17.0%)

【解説】

令和5年において、3,395 事業場に対して定期監督等（※1）を実施し、約7割の事業場で労働基準関係法令の違反が認められた。

※1 「定期監督等」とは、労働基準法や労働安全衛生法等に基づき定期的に又は労働災害発生等を契機として、労働基準監督官が事業場に立入調査等を行い、問題が認められた場合にはその改善を勧告、指導、行政処分を行うもの。

また、全業種の主な違反内容については、【定期監督等の実施結果のポイント】に記載したとおりですが、これらの違反例は以下のとおり。

〈安全基準〉

- 機械の歯車や動力伝達ベルトに、巻き込まれないためのカバー等を設置していないもの。
- 足場に、墜落防止の手すりを設置していないもの。

〈労働時間〉

- 36協定を締結せず、または労働基準監督署に届出を行わずに、時間外労働を行わせているもの。
- 36協定で定める上限を超えて時間外労働させているもの。

〈割増賃金〉

- 時間外、休日、深夜労働時間を適正に把握しないで不払が生じているもの。
- 法定で定める手当を割増賃金の基礎となる額に算入しておらず、不足が生じているもの。

別添資料

主な業種の法違反の事業場数

(令和5年1月～令和5年12月)

静岡労働局

事業場数 業種	立入調査実施件数	主要事項別違反事業場数 (下段は構成比)											
		労働基準法等関係							労働安全衛生法関係				
		割増賃金	労働時間	年次有給休暇	労働条件明示	就業規則	賃金不払を含む	安全基準	定期自主検査	健康診断	健康診断の結果の取	健康診断の結果の取	
全業種計	3,395	2,394	578	607	555	384	400	220	698	224	362	469	
		70.5%	17.0%	17.9%	16.3%	11.3%	11.8%	6.5%	20.6%	6.6%	10.7%	13.8%	
(主な業種の状況)	製 造 業	832	689	168	209	155	125	133	97	293	156	143	161
			82.8%	20.2%	25.1%	18.6%	15.0%	16.0%	11.7%	35.2%	18.8%	17.2%	19.4%
	建 設 業	1,168	603	44	43	37	25	19	7	290	20	10	39
			51.6%	3.8%	3.7%	3.2%	2.1%	1.6%	0.6%	24.8%	1.7%	0.9%	3.3%
	運 輸 交 通 業	99	85	20	45	22	10	17	13	27	12	8	21
			85.9%	20.2%	45.5%	22.2%	10.1%	17.2%	13.1%	27.3%	12.1%	8.1%	21.2%
	商 業	522	417	140	103	135	89	94	49	36	22	81	98
			79.9%	26.8%	19.7%	25.9%	17.0%	18.0%	9.4%	6.9%	4.2%	15.5%	18.8%
	教 育 研 究	36	29	10	11	8	5	7	3	1	0	3	7
			80.6%	27.8%	30.6%	22.2%	13.9%	19.4%	8.3%	2.8%	0.0%	8.3%	19.4%
	保 健 衛 生 業	231	182	55	59	63	37	31	15	5	2	28	44
			78.8%	23.8%	25.5%	27.3%	16.0%	13.4%	6.5%	2.2%	0.9%	12.1%	19.0%
	接 客 娯 楽 業	241	195	82	69	78	56	46	20	8	1	58	46
			80.9%	34.0%	28.6%	32.4%	23.2%	19.1%	8.3%	3.3%	0.4%	24.1%	19.1%
清 掃 ・ と 畜	92	75	24	29	27	13	27	5	17	3	14	21	
		81.5%	26.1%	31.5%	29.3%	14.1%	29.3%	5.4%	18.5%	3.3%	15.2%	22.8%	

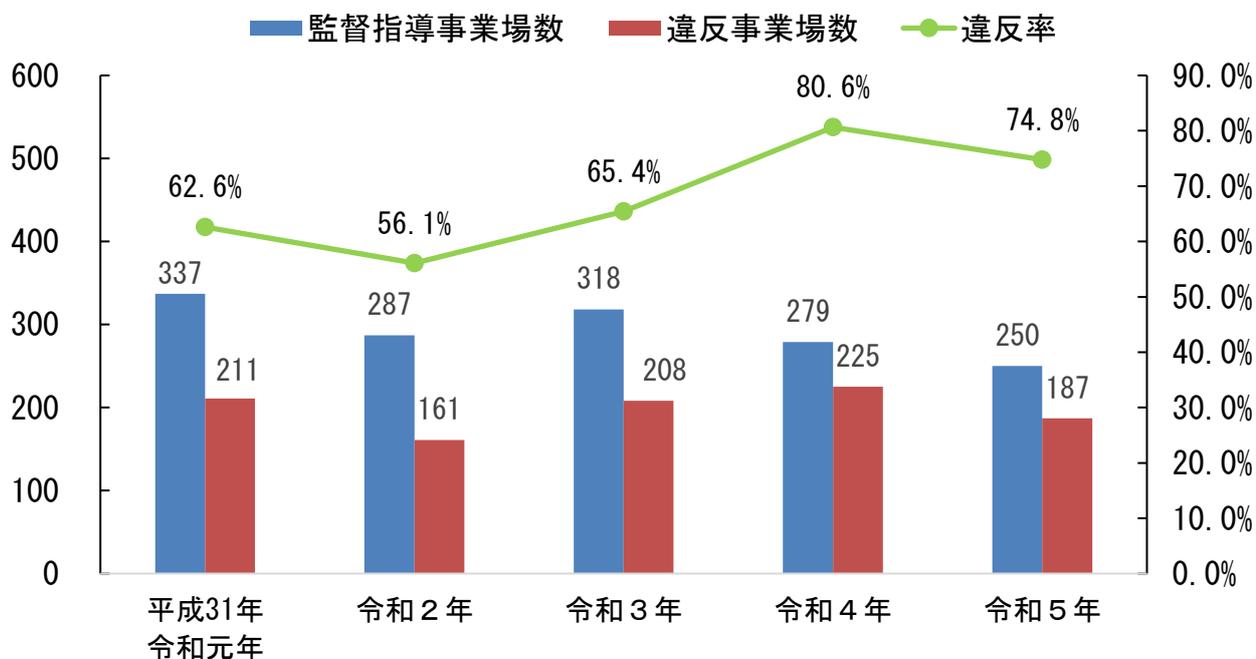
*「主な業種の状況」は、全業種を記載していないので、合計しても「全業種計」と一致しない。

*「違反事業場数」の違反項目全てを記載していないので、合計しても「違反事業場数」の合計と一致しない。

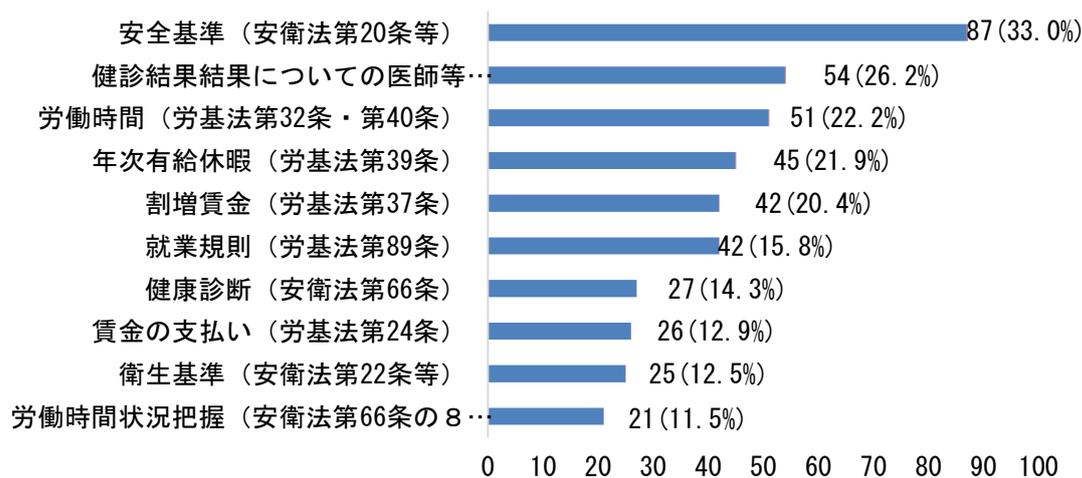
技能実習生の実習実施者に対する監督指導等の状況

1. 静岡県下の労働基準監督機関において、実習実施者に対して 250 件の監督指導を実施し、その 74.8%に当たる 187 件で労働基準関係法令違反が認められた。

<注>違反は実習実施者に認められたものであり、技能実習生以外の労働者に関する違反も含まれる。



2. 主な違反事項は、①使用する機械等の安全基準 (33.0%)、②年次有給休暇 (26.2%)、③労働時間 (22.2%) の順に多かった。



<注>違反事項が2つ以上ある場合は、各々に計上しているため、各違反事項の件数の合計と違反事業場数とは一致しない。

3. 主な業種に対する監督指導の状況は、以下のとおりであった。

主な業種	監督指導 実施事業場数	違反事業場数 (違反率)	主な違反事項		
機械・金属	90	60 (66.7%)	安全基準 32 (35.6%)	衛生基準 19 (21.1%)	医師等からの 意見聴取 21 (20.4%)
食料品製造	39	34 (87.2%)	安全基準 27 (69.2%)	労働時間 11 (28.2%)	医師等からの 意見聴取 10 (25.6%)
繊維・衣服	4	3 (75.0%)	年次有給 休暇 2 (50.0%)	・労働条件明示・安全基準 ・医師等からの意見聴取 ・長時間労働の面接指導 1 (25.0%)	
建設	30	23 (76.7%)	年次有給 休暇 9 (30.0%)	・労働時間 ・割増賃金 8 (26.7%)	
農業	3	2 (66.7%)	・寄宿舎規則・寄宿舎基準・法令等の周知義務・年次有給休暇の時季指定・安全基準 19 (21.1%)		
<参考> 全業種	250	187 (74.8%)	安全基準 87 (33.0%)	医師等からの意 見聴取 54 (26.2%)	労働時間 51 (22.2%)

<注1> 「主な業種」は、全国で技能実習の計画認定件数が多い5職種（機械・金属関係職種、食料品製造関係職種、繊維・衣服関係職種、建設関係職種、農業関係職種）に関連する業種について取りまとめたものである。

<注2> 「主な業種」の内訳は以下のとおり。

機械・金属・・・鉄鋼業、非鉄金属製造業、金属製品製造業、一般機械器具製造業、
電気機械器具製造業、輸送用機械等製造業
食料品製造・・・食料品製造業
繊維・衣服・・・繊維工業、衣服その他の繊維製品製造業
建設・・・土木工事業、建築工事業、その他の建設業
農業・・・農業、畜産業

<注3> 違反は実習実施者に認められたものであり、技能実習生以外の労働者に関する違反も含まれる。

<注4> 違反事項が2つ以上ある場合は、各々に計上しているため、各違反事項の件数の合計と違反事業場数とは一致しない。

自動車運転者を使用する事業場に対する監督指導等の状況

1. 業種ごとの監督実施事業場数、労働基準関係法令違反の事業場数及び主な違反事項は、以下のとおりであった。

※ 表中の（ ）内は、監督実施事業場数に対する違反率。以下同じ。

業種	事項	監督実施 事業場数	労働基準関 係法令違反 事業場数	主な違反事項			
				労働時間	割増賃金	休日	医師による面 接指導
トラック		54	52 (96.3%)	33 (61.1%)	14 (25.9%)	3 (5.6%)	3 (5.6%)
バス		4	4 (100%)	2 (50.0%)	0 (0%)	1 (25.0%)	1 (25.0%)
ハイヤー・ タクシー		5	4 (80%)	1 (20.0%)	2 (40.0%)	0 (0%)	0 (0%)
その他		16	14 (87.5%)	6 (37.5%)	8 (50.0%)	1 (6.3%)	1 (6.3%)
合計		79	74 (93.7%)	42 (53.2%)	24 (30.4%)	5 (6.3%)	5 (6.3%)

(注1) 「その他」欄は、トラック、バス及びハイヤー・タクシー以外の業種で自動車運転者を使用する事業場（自社で製造した製品を運搬するトラック運転者を使用する製造業の事業場、建設現場で使用する資材等を運搬するトラック運転者を使用する建設業の事業場など）。以下同じ。

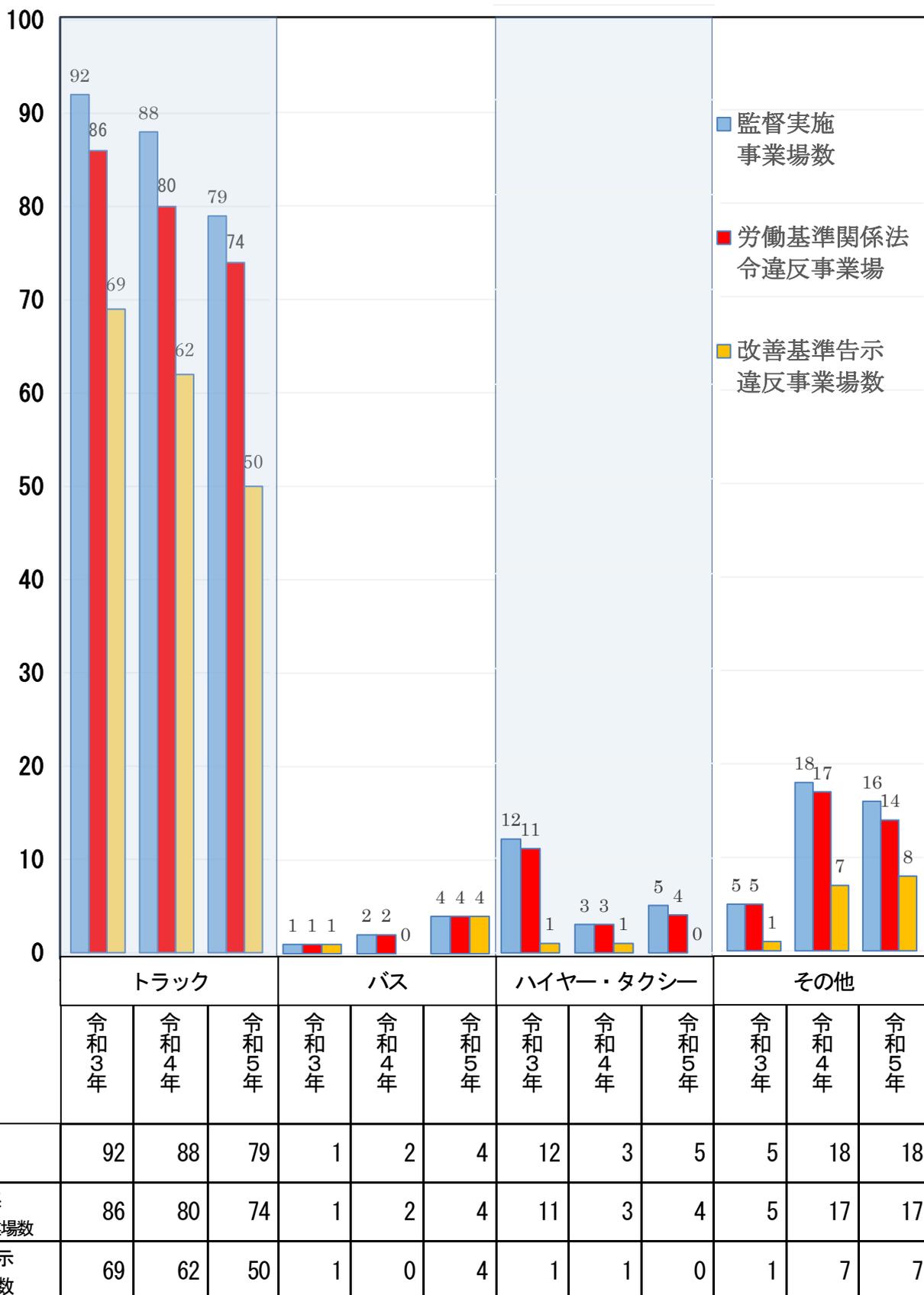
(注2) 違反事項が2つ以上ある場合は、各々に計上しているため、各違反事項の件数の合計と違反事業場数とは一致しない。以下同じ。

2. 業種ごとの改善基準告示違反事業場数及び主な違反事項は、次のとおりであった。

業種	事項	監督実施 事業場数	改善基準 告示違反 事業場数	主な違反事項				
				総拘束 時間	最大拘束 時間	休息期間	最大運転 時間	連続運転 時間
トラック		54	38 (70.4%)	20 (37.0%)	32 (59.3%)	25 (46.3%)	20 (37.0%)	28 (51.9%)
バス		4	4 (100%)	3 (75.0%)	1 (25.0%)	1 (25.0%)	1 (25.0%)	1 (25.0%)
ハイヤー・ タクシー		5	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)
その他		16	8 (50.0%)	2 (12.5%)	4 (25.0%)	6 (37.5%)	2 (12.5%)	4 (25.0%)
合計		79	50 (63.3%)	25 (31.6%)	37 (46.8%)	32 (40.5%)	23 (29.1%)	33 (41.8%)

(注) 総拘束時間：1か月又は1週当たりの拘束時間、最大拘束時間：1日あたりの拘束時間、休息期間：勤務と次の勤務の間の時間、最大運転時間：1日及び1週当たりの運転時間、連続運転時間：1回当たりの運転時間

- (3) 令和2年から令和4年までの3年間における業種ごとの監督実施事業場、労働基準関係法令違反の事業場及び改善基準告示違反の事業場数は、次のとおりであった。



労働者からの申告状況

(別添資料 グラフ1, 2, 3参照)

申告受理件数・・・・・・・・・・537件(前年比 +123件、+29.7%)

1. 事項別内訳(事案により重複)

賃金不払 443件(前年比 +112件、+33.8%)

解 雇 62件(前年比 +17件、+37.8%)

2. 主な業種別内訳(カッコ内は全体に占める割合)

商 業 101件(18.8%)

接客娯楽業 92件(17.1%)

製 造 業 70件(13.0%)

【解説】

令和5年の申告(※2)受理件数は537件となり、前年と比べて123件増加(前年比29.7%増加)し、7年ぶりの増加。申告の内容別では、賃金不払が443件(前年比33.8%増)、解雇が62件(前年比37.8%増)となっている。

また、外国人労働者による申告は、45件(受理した申告全体に占める割合は8.4%)で、うち技能実習生・特定技能にかかるものは4件(受理した申告全体に占める割合は0.7%)。

※2 申告とは、労働者が事業場の労働基準関係法令違反について行政指導を求めるもの。

この申告を端緒として、労働基準監督署では労働基準監督官が事業場に立ち入り又は使用者の出頭を求めて違反事実の有無を確認し、違反が認められた場合には是正勧告をするなどの指導を行う。

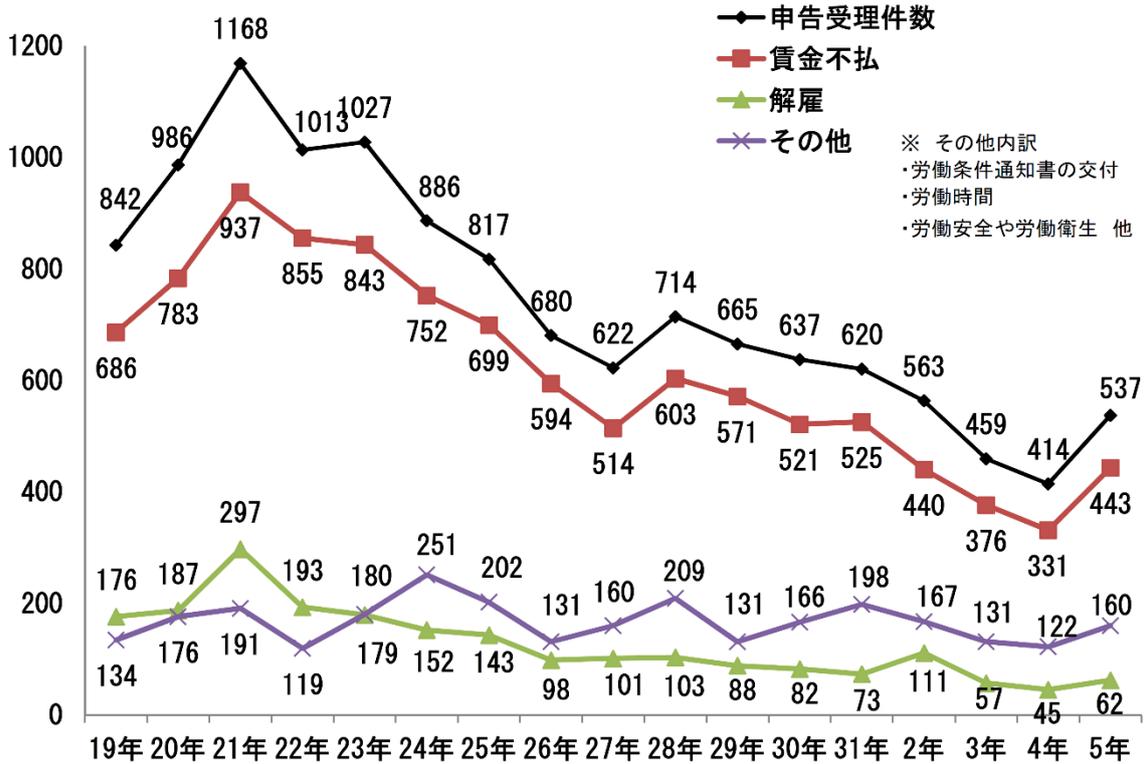
【参考】業種に関する説明

製造業	物の製造、改造、加工、修理、洗浄、選別、包装、装飾、仕上げ、販売のためにする仕立て、破壊若しくは解体又は材料の変造の事業（電気、ガス又は各種動力の発生、変更若しくは伝導の事業及び水道の事業を含む。）
商業	物品の販売、配給、保管若しくは賃貸又は理容の事業
保健衛生業	病者又は虚弱者の治療、看護その他保健衛生の事業
接客娯楽業	旅館、料理店、飲食店、接客業又は娯楽場の事業
建設業	土木、建築その他工作物の建設、改造、保存、修理、変更、破壊、解体又はその準備の事業
運輸交通業	道路、鉄道、軌道、索道、船舶又は航空機による旅客又は貨物の運送の事業
教育・研究業	教育、研究又は調査の事業
農林業	土地の耕作若しくは開墾又は植物の栽植、栽培、採取若しくは伐採の事業その他農林の事業
金融広告業	金融、保険、媒介、周旋、集金、案内又は広告の事業
貨物取扱業	ドック、船舶、岸壁、波止場、停車場又は倉庫における貨物の取扱いの事業
清掃・と畜業	焼却、清掃又はと畜場の事業
その他	動物の飼育又は水産動植物の採捕若しくは養殖の事業その他の畜産、養蚕又は水産の事業
	映画の製作又は映写、演劇その他興行の事業
	郵便、信書便又は電気通信の事業
	鉱業、石切り業その他土石又は鉱物採取の事業
	派遣業、警備業、情報処理サービス業、その他

※ 適用単位は事業場である。そのため、企業の業種と一致しない場合がある。

別添資料 グラフ1

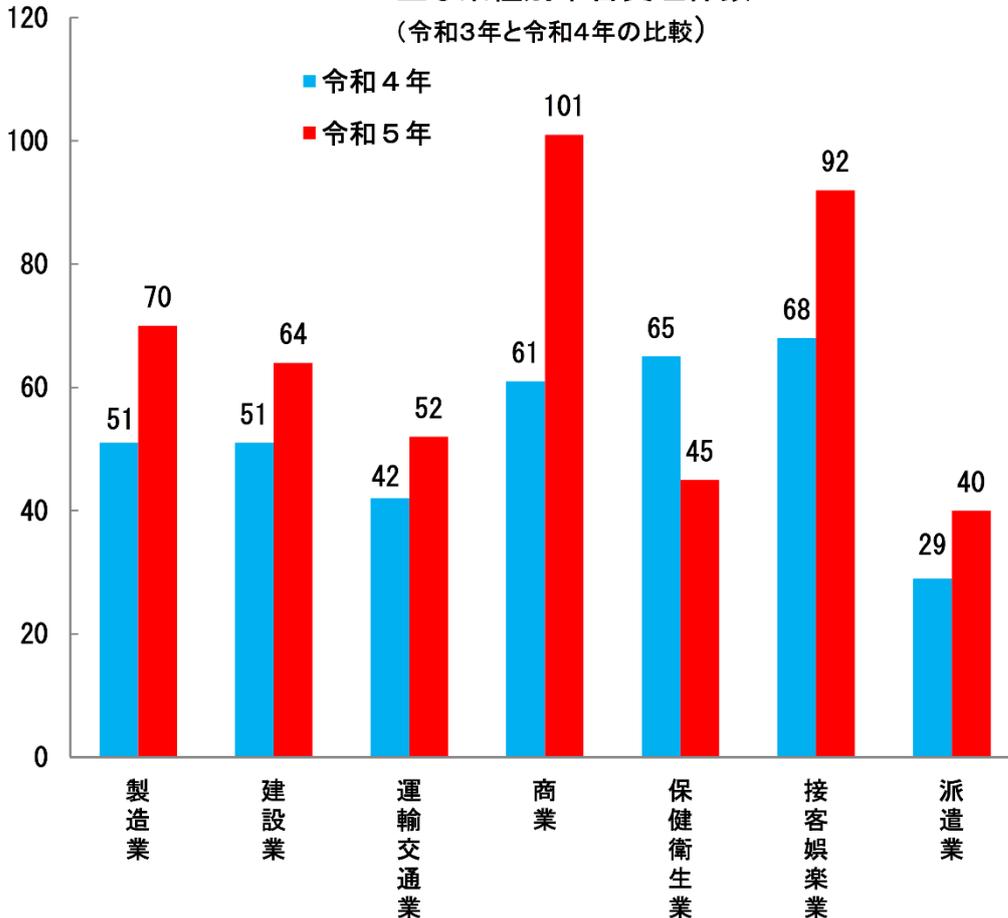
申告受理件数の推移



別添資料 グラフ2

主な業種別申告受理件数

(令和3年と令和4年の比較)



別添資料 グラフ3

外国人労働者の申告状況

